子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

◆対象となる方は

現在、児童を養育しているものの、基準日より後の離婚等によって、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方で、令和４年３月分の児童手当の受給者等

※中学生以下の基準日　令和３年８月３１日
　高校生等の基準日　　令和３年９月３０日

◆給付金額は

対象児童一人につき１０万円

◆申請方法と給付日は

３月２５日まで申請が必要ですので、市子育て支援課または各総合支所へ提出してください。
３月下旬以降に随時支給を予定しています。

◆申請に必要なものは

（１）児童手当受給者の方

◇申請書

※該当者（令和３年８月以降に児童手当認定請求を提出されている方）に対し、市から申請書を送付します。

（２）高校生等の保護者の方

◇申請書
◇令和４年２月２８日までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、戸籍謄本等）
◇申請者（保護者）の振込口座の写し
◇申請者の令和３年度（令和２年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書
◇住民票（児童の住所が市外の場合）

※申請書を送付しますので、該当する方は、市子育て支援課にご連絡ください。

◆その他

元養育者から給付金を受け取っている場合は、対象外です。また、給付相当額の一部を受領している場合は控除後の額を支給します。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。
■栗原市ホームページ　URL　https://www.kuriharacity.jp/

［編集・発行］栗原市企画部市民生活再生推進室（企画部企画課）
〒987-2293　宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号　電話：0228-22-1125　FAX：0228-22-0313